

小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定

小松飛行場における民間航空用施設の整備に関し、防衛庁經理局長及び運輸省航空局長は、次のとおり協定する。

1. 当飛行場における民間航空用の平行誘導路等の施設を整備するため、当該予算の成立を前提として防衛庁は別図中赤線で囲んだ部分を運輸省に所管換する。
2. 運輸省は、着陸帯内において民間航空用の誘導路の工事を行うときは、防衛庁に工事計画を附して必要な地域の一時使用の承認を求め、工事の実施に際しては、そのつど名古屋航空保安事務所が名古屋防衛施設局の同意を得るものとする。
なお、この工事により取得した財産は、すみやかに防衛庁に引き継ぐものとする。
3. 将来当飛行場における民間航空の増勢に伴い民間航空用平行誘導路北川の地区で別図中赤線で囲んだ部分以外の地区についても民間航空用施設を整備する必要が生じた場合には、所管換等につき協議のうえ措置するものとする。

昭和39年12月22日

防衛庁經理局長 大 村 筆 雄

運輸省航空局長 栄 内 一 彦

小松飛行場民航地域整備計画

